

田原市設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、設計変更事務の簡素化及び合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「設計変更」とは、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第132条第1項の規定により契約の内容を変更する場合において原設計を変更することをいう。

(設計変更理由)

第3条 設計変更は、田原市公共工事請負契約約款に規定する事項又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、かつ、次の各号のいずれかの要因により原設計を変更する必要が生じた場合に行う。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの
 - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
 - イ 他事業（他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業をいう。）及び施工条件等に関連する場合
 - ウ 地元調整等（地元住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。）の処理による場合
 - エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）
- (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの
 - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
 - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
 - ウ 土質・地質の確認に基づく場合
 - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
 - オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
 - カ 諸経費調整に基づく場合
 - キ 施工条件の明示項目の変更にに基づく場合
 - ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
 - ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合
- (3) 事業の進捗を図るもの（原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものとする。）
 - ア 設計額と契約額の差額（いわゆる執行残）を別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業効果あるいは投資効果を促進するために増工する場合
 - イ やむを得ない理由により執行困難となった用地買収、補償等の費用（事業費執行残）を別途に支出すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に

沿って既発注工事の事業効果あるいは投資効果を促進するために増工する場合

2 前項第1号ウについては、円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額(契約変更を複数回行う場合は、累計概算増加額)が当初契約金額の30パーセント以内の場合(別件発注することが妥当な場合を除く。)

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

2 前項第1号の規定にかかわらず、30パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。

3 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、「諸経費調整後の契約金額」を「当初契約金額」と読み替える。

(設計の変更手続)

第5条 設計変更は、その必要が生じた都度、監督員が当該変更内容を掌握し、予算の範囲内で処理できると確認した上で行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

(1) 工事施工前に数量が定まらないもの

(2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの

(3) 請負者の責めによらない事由で、設計変更を待つことができないもの(第三者への影響があるもの)

2 監督員は、当該変更の内容を設計変更協議伺い(様式第1号)に整理し、田原市決裁規程(昭和39年田原町訓令第9号)による決裁及び関係部署の合議を得た上で、現場代理人に対し設計変更の協議を設計変更協議書(様式第2号)により行わなければならない。

3 設計変更協議伺い及び設計変更協議書には、必要に応じ変更内容を示す略図を添付するものとする。

4 設計変更協議書は、2部作成の上、現場代理人に渡し、現場代理人が押印した1部を受理し、設計変更協議伺いととも契約書一件綴りに整理しておくものとする。

5 前2項の協議に基づく工事施行変更について(伺)に添付する設計変更理由書(様式第3号)には、本要領第3条の設計変更理由に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない(該当する事項が2以上となる場合も同様とする。)

6 請負者から田原市公共工事請負契約約款第19条に基づく設計照査表(様式第4号)の提出があった場合は、調査を行った上で調査結果を請負者へ書面により回答するものとする。

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、第1号から第3号までのいずれかの条件を満たす変更又は第4号から第6号までの条件を全て満たす軽微な変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことがで

きるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- (3) 請負者の責めによらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）
- (4) 工種（レベル2）（建築工事に当たっては、科目）の追加を伴わない変更
- (5) 累積概算増減額が当初契約金額の20パーセント未満のもの
- (6) 1種別（レベル3）（建築工事に当たっては、科目）の変更金額が30パーセント未満のもの

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

D C B A

合議	()	係長	課長補佐	主幹	課長	部長	副市長	市長
起案	年 月 日			起案者職氏名		⑩		
設計変更協議伺い								
下記理由により設計の変更について協議してよろしいか。								
設計 変更 理由	該当項目							
契約変更の手続きが施工後の場合				田原市設計変更事務取扱要領第6条 (1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)に該当				
当初契約金額 (A)		円						
	概算増減額	累積概算増減 (B)	当初契約金額に対する比率(B/A)					
第1回	千円	千円	%					
第2回	千円	千円	%					
第3回	千円	千円	%					

設計変更協議書 (案)

年 月 日

契約者		課 名	
現場代理人		監 督 員	
工 事 名		工 事 場 所	田原市 地内
		工 期	年月日 ~ 年月日
(協議事項)			

設計変更協議書

年 月 日

契約者		課名	
現場代理人		監督員	
工事名		工事場所	田原市 地内
		工期	年月日 ~ 年月日
(協議事項)			

様式第4号

設 計 照 査 表

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 ~	年 月 日	
項 目	実 施 設 計	設 計 照 査 結 果	備 考